

中小企業チャレンジ支援事業（連携・経営基盤強化支援）運營業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

豊中市では、平成24年（2012年）3月に策定し、平成29年（2017年）4月に改定した「豊中市中小企業チャレンジ促進プラン」に基づき「中小企業チャレンジ支援事業」を実施します。ついては、事業を企画・実施する業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

記

1. 目的

平成24年（2012年）3月に中小企業支援についての市の考え方を豊中市中小企業チャレンジ促進プランとして策定しました。平成29年（2017年）4月に改定を行い、「地域産業の活性化に向けた起業・創業支援」「自社の強みを活かしたビジネスモデル構築」「地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化」を柱に施策を再整理しました。

本事業では、「地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化」を支援するため、様々な業種・テーマを対象にしたセミナーや交流会などを通じて、市内事業者への支援と、中小企業のチャレンジを促していくことを目的としています。

2. 募集対象業務

（1）業務の概要

別添「中小企業チャレンジ支援事業（連携・経営基盤強化支援）運營業務委託業務仕様書」のとおり。

（2）委託期間

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日

（3）予算額

委託料の上限は、3,250,000円（税抜）。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）平成31年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- （3）豊中市の指名停止を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。
- (7) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

4. 日程（いずれも、令和2年（2020年））

- (1) 募集要項等の公表 1月28日（火）
- (2) 現地説明会 2月5日（水）11:00～
会場：豊中市役所 第一庁舎4階入札室
- (3) 質問事項の締切 2月7日（金）必着（※）
- (4) 質問事項の回答 2月12日（水）
- (5) 応募書類提出期限 2月18日（火）必着
- (6) 結果通知 3月4日（水）発送予定
- (7) 委託契約の締結 4月1日（水）予定

※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書	任意様式
③	見積書	様式2
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式3
⑦	（任意）関連する業務実績	任意様式

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出期限

令和2年（2020年）2月18日（火）必着（持参の場合は、17:15まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

- (4) 提出方法
持参、郵送のいずれかとします。
- (5) 提出書類の取り扱い
提出書類は、返却しません。

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を行ったうえで、総合的に評価し優先交渉権者を選定します。ただし、第1次審査は、5社以上の応募があった場合のみとします。

- ① 日 時：令和2年（2020年）2月25日（火）を予定
※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。
- ②発表時間：30分程度（プレゼンテーションの後に質疑・応答等）
- ③資 料：別途資料及び機材持込み可とします。
- ④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。
- ⑤そ の 他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 評価項目

項目	配点率	評価のポイント
1. 提案内容	50点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に取り組む際の基本姿勢と企画、実施に関する提案 ・ 産業種別を問わず中小企業・起業家を支援するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> (1) セミナー企画案 (テーマ・講師選定・回数・頻度等) (2) 交流・連携の場づくりの具体的手法 ・ 本業務実施上の課題及び課題を解決する提案 ・ その他（上記以外で貴社が提案したい事項） <p>※本業務は、商業や工業に限らず、産業分野全般を対象にしています。この点に留意して提案してください。</p>
2. 実施体制	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか ・ 従事するスタッフの経歴や保有している資格 ・ 類似する業務の実績について
3. 費用	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1. 提案内容」、「2. 実施体制」に記載する提案に対して妥当な積算額となっているか

(3) 審査結果の通知

結果は令和2年(2020年)3月4日(水)(発送予定)に郵送にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

(4) 選考結果の公表

選考結果の通知後、市ホームページ等において下記の内容を公表します。

①優先契約候補事業者名、評価点及び選定理由

②全参加者名

③全参加者の評価点

参加が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

②と③の関連は明らかにしません。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約について

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとし、この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- ③提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとしします。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに産業振興課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市都市活力部産業振興課

TEL 06-6858-2188

FAX 06-4865-2058

E-mail sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp